

## 令和3年度稲美町地域公共交通活性化協議会 事業内容について

下記の理由により、地域公共交通会議から地域公共交通活性化協議会への組織の移行を行います。また、令和3年度の事業内容について、以下の「3. 地域公共交通活性化協議会の事業内容」のとおり実施することとしてお諮りいたします。

### 1. 地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の設置に伴う組織の移行

#### (1) 設置の理由

本町では、町全体の持続可能な運送サービスの確保を図るための方針や具体的な方策などを示す計画「稲美町地域公共交通計画」を令和3年度に策定し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの確保を目指します。

なお、策定にあたっては地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づき法定協議会を設置する必要があります。

### 2. 移行の手法

それぞれの会議等の根拠となる法令や目的は異なりますが、いずれも地域公共交通に関し協議する場であり、委員の多くが重複しています。関係者が一同に会する協議組織を作り、効率的な運営を目指すため、交通会議を法定協議会へ移行し統合します。

統合にあたっては、稲美町地域公共交通活性化協議会設置要綱の施行に伴い、現行の稲美町地域公共交通会議設置要綱を廃止します。なお、内容については、現行の稲美町地域公共交通会議の規定及び所掌事務を踏襲しつつ、地域公共交通活性化協議会の所掌事務を新たに追加する形とします。

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会 (法定協議会)
根拠法令等	道路運送法施行規則（第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施・地域の交通計画を作成（任意）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議</li> </ul>
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード

<p>構成員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長</li> <li>・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体・住民又は旅客</li> <li>・ 地方運輸局長</li> <li>・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> </ul> <p>【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察</li> <li>・ 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</li> <li>・ 関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>・ 関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</li> </ul>
------------	--	---

### 3. 地域公共交通活性化協議会の事業内容

地域公共交通活性化協議会で行う協議事項は、従来の地域公共交通会議における乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項に加え、法定協議会において協議を行う地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項です。

令和3年度は、主に「稲美町地域公共交通計画」の策定を、以下のスケジュールで行うこととしています。

日 程	活性化協議会	協議事項	事務局の動き
令和3年 4月	① 書面による協議	・今年度の実施内容についての確認	
5月	② 活性化協議会開催	・予算の承認 ・アンケート内容の確認 ・デマンド型乗合タクシー事業の補助申請手続きについて	アンケート調査実施
6月			
7月	③ 活性化協議会開催	・アンケート結果 ・素案の作成	
8月			パブリックコメント実施
9月			
10月	④ 活性化協議会開催	・計画の最終確認	
11月			計画完成
12月			

## 令和3年度稲美町地域公共交通活性化協議会 役員の選任について

役員の選任について、地域公共交通活性化協議会設置要綱 第5条に「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。」とあります。今回の会議は書面による開催ということもあり、既に推薦をいただいている委員のうちから下記の理由により事務局案をお示し、お諮りしたいと思います。

## 1. 新役員（事務局案）

役職	所属	役職等	委員名
会長	稲美町自治会長会 (地区代表住民)	加古地区代表	田河 博
副会長	稲美町社会福祉協議会	事務局長	大野 千春

## 2. 事務局提案理由

地域公共交通活性化協議会の前身である稲美町地域町地域公共交通会議においては、稲美町自治会長会から推薦いただいた【田河】委員、稲美町社会福祉協議会から推薦いただいた【大野】委員にそれぞれ会長、副会長に就任いただいております。

地域公共交通活性化協議会におきましても、住民や利用者の代表として、引き続き両委員に役員をお願いしたいと考えます。

## 【参考】旧役員（地域公共交通会議）

役職	所属	役職等	委員名
会長	稲美町自治会長会 (地区代表住民)	加古地区代表	田河 博
副会長	稲美町社会福祉協議会	事務局長	大野 千春